

愛媛県立高等学校等学び直し支援金支給要領

(目的)

第1条 愛媛県教育委員会が行う愛媛県立高等学校等学び直し支援金（以下「学び直し支援金」という。）の支給の決定等については、この要領の定めるところによるものとする。

(支給対象者)

第2条 学び直し支援金の支給対象となる者は、県が設置する高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（以下「高等学校等」という。）に在学する者のうち、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者
- (2) 法第3条第2項第2号に該当する者
- (3) 平成26年4月1日以降に県立高等学校等に入学した者（高等学校等就学支援金に係る新制度の対象者であった者（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正後の法第5条に規定する高等学校等就学支援金の受給権者であった者又は同法第3条第2項第3号に該当することにより高等学校等就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（同号に該当することを予測し、高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請しなかった者を含む。）をいう。）に限る。）
- (4) 高等学校等を中途退学したことのある者
- (5) 学び直し支援金の支給及び他の都道府県での同様の支援を通算して24月以上受けていない者
- (6) 保護者等の収入の状況に照らして経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第3条第2項第3号に該当しない者）

2 前項第2号の規定は、法第3条第2項第2号に該当しない者であって、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者については適用しない。

(支給額等)

第3条 学び直し支援金は、授業料又は受講料（以下「授業料等」という。）に相当する次の各号の額を支給する。

- (1) 全日制課程 9,900円（月額）
 - (2) 定時制課程（単位制以外の課程） 2,700円（月額）
 - (3) 定時制課程（単位制の課程） 1,740円（1単位につき）
- ただし、1月当たりの支給額は、2,700円を上限とする。

(4) 通信制課程 336 円（1 単位につき）

ただし、1 月当たりの支給額は、520 円を上限とする。

- 2 学び直し支援金の支給期間は、最大 24 月とする。
- 3 学び直し支援金は、授業料等に係る債権の弁済に充てるものとする。

（支給申請）

第 4 条 学び直し支援金の支給を受けようとする者は、受給資格認定申請書・収入状況届出書（様式第 1 号）に保護者等の市町村民税所得割額を証明する書類等を添えて、別に定める期日までに在籍する高等学校等の校長（以下「学校長」という。）を通じて愛媛県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。

（支給決定）

第 5 条 教育長は、前条に規定する申請書を受理した場合には、その内容を審査し、学び直し支援金の支給又は不支給の決定を行い、学校長を通じて申請者に通知するものとする。

（支給停止等）

第 6 条 前条の規定により学び直し支援金の支給決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、休学又は留学しようとするときは、支給停止申出書（様式第 2 号）を学校長を通じて教育長に提出しなければならない。

- 2 教育長は、受給者から前項の規定による支給停止申出書の提出があったときは、審査の上、その結果を学校長を通じて受給者に通知するものとする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、受給者が休学又は留学したときは、教育長は学び直し支援金の支給停止を決定することができる。
- 4 学び直し支援金の支給停止の決定を受けた受給者が復学により支給再開を希望するときは、支給再開申出書（様式第 3 号）を学校長を通じて教育長に提出しなければならない。
- 5 教育長は、前項の規定による支給再開申出書の提出があったときは、審査の上、その結果を学校長を通じて支給再開申出者に通知するものとする。

（収入状況に関する届出）

第 7 条 受給者は、保護者等の収入状況を、受給資格認定申請書・収入状況届出書（様式第 1 号）に保護者等の市町村民税所得割額を証明する書類等を添えて、別に定める期日までに学校長を通じて教育長に提出しなければならない。

- 2 教育長は、受給者が正当な理由がなく前項の届出書を提出しないときは、学び直し支援金の支給の一時差止めを決定することができる。
- 3 教育長は、前項の規定による一時差止めを決定したときは、その旨を学校長を通じて当該受給者に通知するものとする。

(保護者等の変更等)

第8条 受給者は、保護者等について変更があったときは、受給資格認定申請書・収入状況届出書(様式第1号)に保護者等の市町村民税所得割額を証明する書類等を添えて、速やかに学校長を通じて教育長に提出しなければならない。

(支給決定の取消し)

第9条 教育長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、学び直し支援金の支給決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 退学、除籍、転学等をしたとき
- (2) 学び直し支援金の支給を辞退したとき
- (3) 保護者等について変更があり、第2条第6号の要件を欠いたとき
- (4) 虚偽の申請等により、不正に学び直し支援金の支給を受けていたことが判明したとき

2 教育長は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、受給者に通知しなければならない。

(支給実績の証明)

第10条 学び直し支援金の支給決定を取り消された者が、再び支給の申請を行う場合には、第9条第2項の規定による通知を支給申請書に添付するものとする。

2 受給者は、第9条第2項の規定による通知を紛失等した場合には、支給実績証明書交付申請書(様式第4号)により、教育長に支給実績証明書の交付を申請することができる。

3 教育長は、前項に規定する申請書を受理した場合には、支給実績証明書を受給者に交付するものとする。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。